

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

平成25年3月28日付けで大牟田市（以下「甲」という。）と荒尾市（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の2の表圏域内の図書館の相互利用の項の次に次のように加える。

圏域内の文化振興	圏域内における文化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。	文化事業に関する情報を提供するとともに、乙と連携して文化事業に関する情報を収集し、集約し、及び発信する。また、乙及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。	文化事業に関する情報を提供するとともに、甲と連携して文化事業に関する情報を収集し、及び発信する。また、甲及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。
----------	--	--	--

別表第1の2の表近代化産業遺産群の保存及び活用の項を次のように改める。

近代化産業遺産群の保存及び活用	三池炭鉱関連施設に関する管理保全計画等に基づき、近代化産業遺産群の適切な保存措置を講じる。また、圏域住民及び来訪者に対して、世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が有する価値及び意義についての理解の増進を図るとともに、施設間の連携を図る。	乙及び関係機関と連携して、近代化産業遺産群の周辺整備、来訪者の受入体制の構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、甲の住民及び来訪者に対して、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する資産の一体的な説明、案内及び誘導を行う。	甲及び関係機関と連携して、近代化産業遺産群の周辺整備、来訪者の受入体制の構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、乙の住民及び来訪者に対して、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する資産の一体的な説明、案内及び誘導を行う。
-----------------	--	--	--

別表第2の1の表取組事項の欄中「整備促進」を「利用促進」に改め、同表取組内容の欄中「維持及び確保」を「維持確保及び利用促進」に改め、同表乙の役割の欄中「バス事業者等」を「バス事業者や乗合タクシー事業者」

に改める。

別表第2の2の表甲の役割の欄及び乙の役割の欄中「地域高規格道路有明海沿岸道路」の次に「や主要幹線道路」を加え、「当該道路や主要幹線道路との」を「圏域内の」に改める。

別表第2の3の表地域資源をいかした圏域内外の交流の項取組内容の欄中「にぎわい交流拠点の整備を行うとともに、」を削り、同項甲の役割の欄中「地域資源である近代化産業遺産等の活用を行い、にぎわいの創出及び圏域内外の住民との交流拠点づくりを進める」を「甲の区域内に存在する近代化産業遺産をはじめとする地域資源の魅力の向上及び活用を図り、にぎわいの創出に努める」に改め、同項乙の役割の欄中「存在する」の次に「近代化産業遺産をはじめとする」を加え、「向上を図り」を「向上及び活用を図る。また」に改め、同表戦略的な広域観光の振興の項甲の役割の欄中「活用した」の次に「種々の」を、「行う」の次に「。また、圏域内への集客の増加及び周遊を図るための催事を行う」を加え、同項乙の役割の欄中「活用した」の次に「種々の」を、「行う」の次に「とともに、圏域内への集客の増加及び周遊を図るための催事を行う」を加える。

別表第2の4の表取組事項の欄中「構築」を「運用」に改め、同表甲の役割の欄中「について」を「を活用し、甲の区域内における災害や暮らしの安心・安全に関する情報を配信するとともに」に改め、「連携して」の次に「システムの」を加え、同表乙の役割の欄中「メールで」を削り、同表に次のように加える。

コミュニティ放送を活用した地域情報の発信	圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資するため、甲の区域内に開局されるコミュニティ放送局を活用し、圏域住民及び来訪者に対し地域情報を発信する。	乙と連携し、圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資する行政情報をはじめとする地域情報を積極的に発信する。	甲と連携し、圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資する行政情報をはじめとする地域情報を積極的に発信する。
----------------------	--	---	---

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 27 年 10 月 27 日

甲) 福岡県大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

大牟田市

(代表者) 古賀 道雄

乙) 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

荒尾市

(代表者) 山下 慶一郎